

令和 5 年第 1 回小城市議会臨時会提案理由
(令和 5 年 11 月 17 日開会)

おはようございます。本日ここに、令和 5 年第 1 回小城市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本臨時会に提案いたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

議案第 79 号 権利の放棄についてでございますが、小城市国民健康保険高額療養費貸付基金条例に基づく貸付金について、貸付金の償還原資となる高額療養費が国民健康保険法第 110 条第 1 項の規定により消滅時効を迎えており、債務者が遡って支給申請することができないため、貸付金未償還分の今後の徴収が見込めないことから、これらの支払請求権を放棄するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本臨時会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。